

第71回

定時株主総会 招集ご通知



開催日時

2024年6月27日（木曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催場所

新潟県長岡市飯塚2958番地
岩塚製菓株式会社 本社
3階 コンベンションホール
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)6名選任の件
- 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

岩塚製菓株式会社

証券コード：2221

目次

ごあいさつ	2
招集ご通知	
第71回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使についてのご案内	5
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件	8
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	13
事業報告	14
連結計算書類	50
計算書類	53
監査報告	56

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。ここに第71回定時株主総会の招集ご通知をお届けし、6月27日開催に向けご案内申し上げますとともに、昨年度の岩塚製菓グループの事業の概況についてご報告申し上げます。

当社グループは中期経営計画「新しい岩塚価値の創造」に基づき、当社グループと関係する皆さまとの強固な信頼関係を築き、企業価値を高めるべく、経営課題に取り組んでまいりました。特に昨年度は、改めて供給網を再構築し供給責任を全うすることに力を注いでまいりました。お陰様で好調な販売を続けることができ、損益的にも良化いたしました。

今年度は、中期経営計画の最終年度となり全力で計画達成に向け取り組むとともに、持続的成長のため新陳代謝を進めたいと考えております。また、「お米となかよし」をキーワードにして「ニュートレンド米菓(BEIKA)の提案」を重ねて行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、これまで以上のご支援とご鞭撻を賜りますよう、衷心よりお願い申し上げます。

2024年6月



代表取締役会長CEO

榎 春 夫

代表取締役社長COO

榎 大 介

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

株主各位

証券コード 2221
2024年6月7日

新潟県長岡市飯塚2958番地

岩塚製菓株式会社

代表取締役社長COO 榎 大介

第71回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第71回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、本ご通知書と同じ内容でインターネット上の当社ウェブサイトにおいても掲載しております。必要に応じ以下のウェブサイトへアクセスのうえご確認くださいませようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

<https://www.iwatsukaseika.co.jp/about/ir/company-meeting>



（「第71回定時株主総会（2024年3月期）」を選択いただき、ご確認ください。）

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト
(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」欄に「岩塚製菓」又は「コード」欄に当社証券コード「2221」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席願えない場合は、議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえご送付くださるか、またはインターネットにより議決権行使サイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）において議案に対する賛否を入力されるか、いずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月26日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2024年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	新潟県長岡市飯塚2958番地 岩塚製菓株式会社 本社3階 コンベンションホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください)
3 目的事項	報告事項 1. 第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第71期（2023年4月1日から2024年3月31日まで）計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	(1) 当社では、定款第18条の規定に基づき、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。 (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面もしくは電磁的方法により当社にご通知ください。

以上

- 電子提供措置事項について上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトにおいてご確認くださいことができますが、本株主総会においては、全ての株主様に書面をお送りすることといたしております。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項に関しましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、お送りする書面には記載していません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
従いまして、当該書面に記載している連結計算書類、計算書類は、会計監査人および監査等委員会が監査した対象書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2024年6月27日(木曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分到着



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月26日(水曜日)
午後5時30分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○

スマートフォン用議決権行使ウェブサイトのご案内

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・3号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

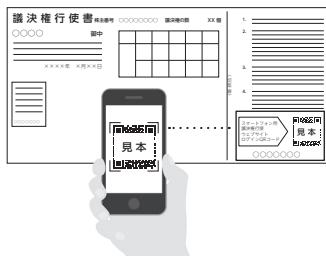
- 書面による議決権の行使において、議案につきまして賛否のご表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

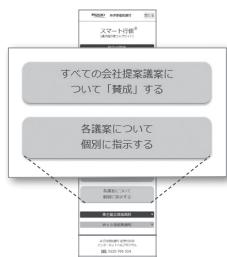
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

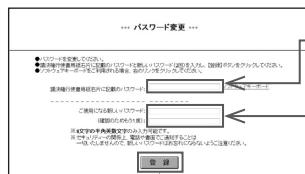
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎ 0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は株主様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第71期の期末配当およびその他の剰余金を処分いたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき9円増配することとし、**金46円**といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は**240,240,336円**となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月28日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金項目とその金額
繰越利益剰余金 1,640,000,000円
- (2) 増加する剰余金の項目とその額
別途積立金 1,640,000,000円

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く、以下本議案において同じ）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役6名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当	
1	まき 榎 春夫	代表取締役会長CEO	再任
2	まき 榎 大介	代表取締役社長COO	再任
3	ほしの 星野 忠彦	常務取締役 経営管理本部長	再任
4	こばやし 小林 晴仁	常務取締役 購買・生産管理担当	再任
5	あおやま 青山 英之	執行役員 マーケティング本部長	新任
6	わかつき 若月 一彦	執行役員 製造本部長	新任

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者

候補者番号

1

ま き は る お
榎 春夫 (1951年5月26日生)

所有する当社の株式数…………… 91,480株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1976年12月 当社入社
1983年12月 当社取締役営業本部長
1986年12月 当社常務取締役
1992年 3月 当社専務取締役
1998年 6月 当社代表取締役社長
2023年 6月 当社代表取締役会長CEO (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役
Want Want China Holdings Limited非執行董事

取締役候補者とした理由

榎春夫氏は、当社代表取締役として強いリーダーシップを指揮し、中長期的な企業価値の向上に努めてまいりました。豊富な業務経験と実績および事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

ま き だ い す け
榎 大介 (1979年8月14日生)

所有する当社の株式数…………… 10,000株
取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

2006年 5月 当社入社
2013年 6月 当社取締役経営企画室長
2015年 2月 当社取締役経営企画本部長
2016年 4月 当社常務取締役製造本部長
2021年 1月 当社常務取締役経営管理本部長
2021年 7月 当社専務取締役経営管理本部長
2023年 6月 当社代表取締役社長COO 兼 経営管理本部長
2024年 4月 当社代表取締役社長COO (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社取締役

取締役候補者とした理由

榎大介氏は、当社グループ会社の旺旺・ジャパン(株)取締役として培った国際感覚を有しております。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与、経営管理本部長として経営基盤の強化を図るなど、当社における豊富な業務経験と知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

ほし の ただ ひ こ

星野 忠彦 (1960年12月29日生)

所有する当社の株式数…………… 6,100株

取締役会出席状況…………… 13/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1984年 4月	当社入社	2010年 9月	当社営業本部長
2002年 2月	当社マーケティング部長	2011年 6月	当社取締役営業本部長
2005年10月	当社生産管理部長	2016年 4月	当社常務取締役営業本部長
2006年10月	当社マーケティング部長	2021年 1月	当社常務取締役製造本部長
2007年 1月	当社R&D・M部長	2024年 4月	当社常務取締役経営管理本部長 (現任)
2008年10月	当社北海道事業部長		

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社監査役

取締役候補者とした理由

星野忠彦氏は、営業部門の現場責任者やマーケティング部長を歴任し、担当業務の経験を積み関連業界に人脈を築いてまいりました。また、製造部門の責任者として品質の向上や生産性の向上に寄与してまいりました。現在は常務取締役経営管理本部長として、経営管理部、人事部、情報システム部、経営企画室を担当し、経営基盤の強化を図るなど、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

こ ばやし は る ひ と

小林 晴仁 (1961年 2月 6 日生)

所有する当社の株式数…………… 800株

取締役会出席状況…………… 14/14回

再任

[略歴、当社における地位および担当]

1990年 4月	当社入社	2013年 2月	当社購買部長
2000年12月	当社購買部長	2014年 2月	当社製造副本部長
2002年 2月	当社製造管理部長	2014年 6月	当社執行役員製造副本部長
2005年 1月	当社内部監査室長	2015年 4月	当社執行役員購買部長
2006年 3月	当社営業管理部長	2015年 6月	当社取締役購買部長
2009年 1月	当社購買部長	2023年 6月	取締役購買・生産管理担当
2012年 7月	当社生産管理部長	2024年 4月	当社常務取締役購買・生産管理担当 (現任)

取締役候補者とした理由

小林晴仁氏は、購買部門や生産管理部門の責任者として原材料の安定調達や生産性の効率化に尽力してまいりました。現在は常務取締役購買・生産管理担当として安全・安心で良質な原料調達や生産効率向上に大きく貢献しており、取締役の職務を果たしていることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あ お や ま ひ で ゆ き

青山 英之 (1971年9月26日生)

所有する当社の株式数…………… 一株

取締役会出席状況…………… 一回

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1998年 4月 当社入社
2011年 2月 当社広域流通部長
2015年 6月 当社執行役員西日本営業部長
2019年 8月 当社執行役員マーケティング副本部長
2024年 4月 当社執行役員マーケティング本部長 (現任)

[重要な兼職の状況]

旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

青山英之氏は、営業部門での豊富な経験と実績、当社グループ会社の旺旺ジャパン(株)代表取締役として培った国際感覚を有しており、現在はマーケティング本部長として、営業戦略や商品開発を推進しております。その職務経験や知見を当社の経営に活かしていくことが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

わ か つ き か ず ひ こ

若月 一彦 (1969年11月29日生)

所有する当社の株式数…………… 1,000株

取締役会出席状況…………… 一回

新任

[略歴、当社における地位および担当]

1988年 4月 当社入社
2006年 1月 当社IPS推進室長
2011年 7月 当社関西営業部長
2013年 2月 当社商品企画部長
2015年 4月 当社第二製造部長
2021年 1月 当社製造副本部長 兼 IPS推進室長
2021年 7月 当社執行役員製造副本部長
2024年 4月 当社執行役員製造本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

若月一彦氏は、製造部門や営業部門での豊富な経験と実績を有しており、現在は製造本部長として、製造ラインの効率化や品質向上への取り組みを推進しております。その職務経験や知見を当社の経営に活かしていくことが期待できるため、取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 現任取締役である各候補者は、上記のほか、事業報告「2. (3) ①取締役の状況」に記載のとおり、当社100%子会社の取締役を兼務しております。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役候補者および社外取締役の専門性と経験 (スキルマトリックス)

表題については、次のとおりであります。

氏名	当社における現在の地位	取締役候補者および社外取締役が有する専門性							
		企業経営	生産・調達	マーケティング 営業・開発	財務・会計	人事・労務	法務 リスク管理	IT システム	グローバル
榎 春 夫	代表取締役 会長CEO	○		○		○			○
榎 大 介	代表取締役 社長COO	○	○		○	○	○	○	○
星野 忠彦	常務取締役	○	○	○	○	○			○
小林 晴仁	常務取締役	○	○						○
青山 英之	執行役員			○					○
若月 一彦	執行役員		○	○					
石川 豊	社外取締役 常勤監査等委員	○			○	○	○		
深井 一男	社外取締役 監査等委員				○				
高橋 隆二	社外取締役 監査等委員	○			○		○		

※各候補者等に特に期待する知識・経験・能力であり、候補者等の有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2023年6月29日開催の第70回定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役に選任された細貝巖氏の選任の効力は、本総会開始の時までとされておりますので、法令に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

ほ そ か い い わ お
細 貝 巖 (1958年7月4日生)

所有する当社の株式数	一株
取締役会出席状況	一回
監査等委員会出席状況	一回

[略歴、当社における地位および担当]

1992年 4月 弁護士登録
尚和法律事務所（現ジョーンズ・デイ法律事務所）入所
1995年 4月 河鱈法律事務所入所
1999年 3月 細貝法律事務所開設 現在に至る

[重要な兼職の状況]

三幸倉庫株式会社代表取締役社長
大光銀行株式会社社外取締役
株式会社中越カントリー倶楽部取締役

補欠の社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

細貝巖氏は長年の弁護士として培われた法律知識および企業経営における経験による豊かな知見を有しており、当該知見を活かして特に内部統制、内部監査について専門的な観点から取締役の職務執行に対する監督、助言をいただくことを期待するものであります。同氏が取締役（監査等委員）に就任された場合に、同氏の知見を当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 細貝巖氏は、補欠の社外取締役（監査等委員）として選任するものであります。
3. 細貝巖氏が監査等委員の欠員により社外取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく監査等委員の責任限度額は、法令が規定する額となります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うこととなります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。細貝巖氏が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以上

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンド需要やサービス消費の回復傾向が続いているものの、物価上昇に伴う節約志向が根強く残るなか、景況感としては個人消費の伸び悩みにより足踏み状態にあるものと見られております。今後は、内外の企業業績が好調裡に推移するなか賃金の上昇期待も大きく、緩やかな回復基調に戻るものと見込まれております。しかし、人件費、物流費等の増加懸念やエネルギー価格の動向、人手不足の影響など、企業を取り巻く環境は予断を許さず、特に中小企業においては依然厳しいものと見られております。

米菓業界におきましては、家庭内需要の維持や値上げ効果の浸透等から市場全体では昨年を上回って推移している模様であります。しかし、製造コストにおいて原材料費の高止まりに加え人件費や物流費の増加が見込まれるなど厳しさが続いているほか、エネルギー価格の高騰懸念や夏場の天候不順による原料米事情の悪化もあり、各社とも採算維持に腐心しているものと見られます。さらに、競合大手の火災事故後の動きも残り、やや不安定で厳しい事業環境が続いております。

このような経営環境にあって、当社グループは、中期経営計画「新しい岩塚価値の創造」の2年目にあたり、「ドンドン造って、ガンガン売って、欠品ゼロ！」のスローガンの下、改めて供給網を再構築して欠品を起こさない体制を確立し、供給責任を全うすることを最優先方針としてまいりました。また、「ニュートレンド米菓(BEIKA)の提案」の方針を併せ掲げ、研究開発拠点である「BEIKA Lab」の機能をフル活用して「美味しさと品質」を追求するとともに、ジャンルの拡大も視野に入れ、新しい岩塚価値商品をお届けすることに力を注いでまいりました。

開発部門におきましては、「BEIKA Lab」においてお客様に感動していただける新しい岩塚価値商品の開発を進め、新たなスタイルの商品により他社との差別化をさらに際立たせたいと考え取り組んでまいりました。イタリア料理風の new 感覚米菓や日本料理を感じさせる本格米菓など名店シェフ監修商品の拡充、山梨銘菓と再コラボした「きなこ餅」、山椒のしびれが特徴の小粒あられの各種企画など、新しい岩塚価値商品を生み出し改良を重ねているほか、開発商品のテスト販売に伴うインタビューや都心のイベントでのパッケージアンケートを実施するなど、お客様に寄り添い如何に商品価値を高められるかを意識してまいりました。

製造部門では、欠品を回避し供給責任を果たすことがメーカーの最大の使命であるとして、人員配置や生産・在庫計画の見直し、主力品の設備増強、配送拠点の新設などに取り組み、取引先からの強固な信頼が得られるよう注力してまいりました。また、販売高の伸長に伴い安定的に生産量が増加した結果、原材料費や労務費が抑制され総じて生産性が向上、電力・燃料費の補助政策による一定の削減効果もあって、製造原価の低減を実現してまいりました。引き続き、営業現場との打合せを密にすることで生産性を高めるとともに、在庫管理を含む物流の効率化に

取り組むことで更なる好循環に繋げたいと考えております。

営業部門では、効率的な生産・販売を重視し主力商品（TOP6+2）の定番化を進め、増産体制の整った「田舎のおかき」をはじめ多くの商品において前年度を上回る販売実績を示すことができました。「THEひとつまみ」「味しらべ」「ぬれせんべい・ぬれおかき」など着実に伸長しており、一部伸び悩んでいる商品についても粘り強い営業を行ってまいりました。また、「お米となかよし」をキーワードに情報発信のうえブランドイメージの浸透に努め、課題としてきた認知度の向上に取り組んでまいりました。地元スーパーのオリジナルブランドに共感し参画しているほか、関連した会社・団体からの表彰も重なるなど、当社の堅実な営業姿勢と相俟って徐々に手ごたえを感じてきております。なお、天候不順により原料米事情が悪化するなか、当社においては契約栽培により国産原料米の安定確保ができており、当社の強みとして取引先より再認識いただいております。

以上、当連結会計年度における業績は、主力商品の定番化を進め堅実な販売実績を示すことができ、増産に伴う原価低減効果も大きく、営業損益段階では前年度に比べ増収増益となりました。すなわち、売上高は、当社の堅実な販売姿勢が一定の評価を得てシェア確保に繋がった結果、220億円(前年度比7.9%増)と伸長しました。損益面では、増収基調を堅持したなかで原材料費・労務費の抑制や電力・燃料費の削減ができた年度を通じて製造原価の改善が図られた結果、営業利益6億3百万円(前年度は2億13百万円の損失)と黒字を確保、経常利益は受取配当金等が加わり28億8百万円(前年度比48.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は19億57百万円(同50.7%減)となりました。なお、経常利益に関しては、当社が株式を保有するWANT WANT CHINA HOLDINGS LIMITED.からの株式配当金18億38百万円（前年は記念配当があり51億81百万円）を営業外収益の受取配当金に計上しております。

<当社の事業の概要>

当社においては、経営層をはじめとした新陳代謝を図るとともに、持続的成長の実現に向けた基盤整備をグループ一丸となって進めてきており、中期経営計画の2年目にあたり、掲げた経営課題に的確に対処すべく着実な取組みを行ってまいりました。すなわち、サプライチェーンの再構築による供給責任の完遂、主力商品(TOP6+2)のシェア拡大に伴う生産性向上、本格的商品の開発による新しい岩塚価値の提案などに鋭意取り組んできたほか、サステナビリティに関する取組みを環境と人的資本に絞り進めてまいりました。

製造部門では、当社グループ全体の商品の生産を行っており、欠品を回避し供給責任を果たすことを最優先に取り組んでまいりました。販売見込をグループ全体で共有し精緻化、生産・在庫計画を見直し人員配置の最適化を図るとともに、主力品の設備について「田舎のおかき」の増強や「大袖振豆もち」の合理化などに取り組んだほか、関東に配送拠点を新設し機動的な物流体制を整備しました。以上によりGWやお盆などの連休期間を乗り切り年度を通じて欠品を回避した結果、堅実な商品政策と相俟って取引先の信頼が以前に増して高まったとの感触を得ております。また、廃棄削減の流れの中でパッケージをアルミ素材に替えるなど賞味期限延長に取り組んだ結果、子会

社商品を含め一定の在庫保有が可能となり、販売高の伸長に應え得たほか、生産効率改善による生産性向上に繋がっております。今後については、ガスコージェネレーション設備導入によりコスト削減とともに災害リスクへの対応を急いでいるほか、子会社向け商品を集中生産している長岡工場の生産性改善、沢下条工場の老朽設備の更新合理化などに取り組む必要があると考えております。

マーケティング部門では、引き続き「日本のお米100%」をアピールした差別化を図り、主力商品(TOP6+2)の定番化を進めてまいりました。また、ブランドイメージ向上のため「お米となかよし」をキーワードにして情報発信、「日経MJ広告賞大賞」を受賞するなど広宣活動を強化してまいりました。新しい岩塚価値商品としては、名店シェフ監修のこだわり商品、地域の美味しさとのコラボ商品、地方の高校生と共同開発した商品などの開発を継続して行ったほか、チョコレートやグミ、輸出向け商品などにジャンルを広げチャレンジしてまいりました。主力商品では、「田舎のおかき」を2億5千万袋突破記念として販売したほか、お酒と相性のいい「THEひとつまみ」、ゆるキャラが好評の「バンザイ山椒」などのシリーズ拡充を図りました。また、イタリアンテイストの「RISOUNO!」や上質な和にこだわった「米技心」シリーズなどの名店監修商品、山梨銘菓とコラボした「きなこ餅 桔梗信玄餅味」、五所川原農林高校と共同開発したリンゴ味米菓「わんどのせんべい」などは、お客様からの好評価を得てシリーズ拡充や再販に繋がったものであります。新たな開発商品については、「瑞花」など子会社でテスト販売を行うとともに、インタビューやアンケートを実施し、お客様のご要望に沿って商品価値を高められるよう取り組んでおります。

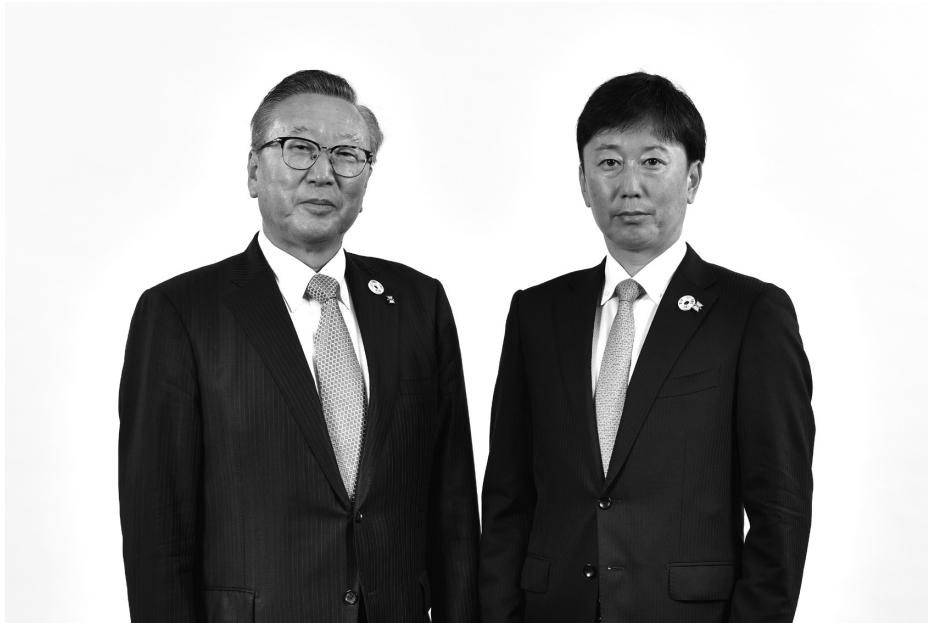
当社では、ESG活動の一環としてSDGsを意識した取り組みを行ってきており、包装資材、食品残渣、CO₂等の削減に継続して取り組んでおります。また、当社では、原料米を契約栽培により安定確保しているほか、県やJAと連携した新種のもち米「ゆきみらい」の安定受給、北海道東川米の利用継続、「自然栽培米プロジェクト」（当社の農業や肥料に頼らない米作り）などを通じて、生産者との信頼関係を強め農業支援に貢献しております。さらに、地元の産学官連携による「N.CYCLEプロジェクト」（当社で発生する米のとぎ汁を活用した堆肥を稲作に使用する資源循環への取り組み）に主体的に関わっているほか、地元スーパーの環境への配慮や地産地消などを謳った新ブランドの商品企画に加わるなど、持続可能な事業モデルに積極的に参加しております。

サステナビリティを巡る取り組みについては、これら環境に関するものと人的資本に関わるものに分けて、具体的な指標をもって目標設定のうえ進捗管理しており、「サステナビリティ委員会」により統合的に実効を上げていく方針であります。なお、長岡市の産業発展に貢献した企業を表彰する「外山脩造賞」を受賞、地元での操業・雇用、国産原料米の使用、被災地支援などが受賞理由となったもので、サステナブルな取り組みへの励みになるものと考えております。

以上の結果、当社単体では、売上高207億84百万円、営業利益4億93百万円、経常利益27億9百万円、当期純利益18億79百万円となりました。

社長交代

2023年6月29日付で社長を交代しました。代表取締役社長榎春夫が代表取締役会長CEOに、専務取締役榎大介が代表取締役社長COOにそれぞれ就任いたしました。これにより、取り巻く経営環境の変化に迅速に対応し、持続的成長に向けて経営体制を一層強化したいと考えております。



代表取締役会長CEO 榎 春夫

代表取締役社長COO 榎 大介

新しい岩塚価値の創造

研究開発拠点である「BEIKA Lab」の機能をフル活用して、お客様に感動していただける新しい岩塚価値商品の開発を進め、新たなスタイルの商品をお届けするよう力を注いでおります。

銀座「ラ・ベットラ・ダ・オチアイ」の落合務シェフ監修によるイタリア料理の味わいを表現した新感覚BEIKA「RISOUNO!」のシリーズ拡充



人気日本料理店「贅舌両論」の笠原将弘店主監修によるちょっと贅沢な本格米菓「米技心」シリーズの新展開



もち米を使用した変わり種のグミ商品として、「おこめのメグミ」を期間限定発売



「田舎のおかき」の生産能力増強

田舎のおかきライン増設

当社No.1商品である「田舎のおかき」の旺盛な需要に応えるべく、沢下条工場の生産ラインを増設し11月から稼働を開始しました。これにより生産能力は約3割向上し、安定した供給体制が整いました。



出荷数量 2億5千万袋突破

また、ほぼ同時期の8月には累計出荷数量2億5千万袋を達成しており、稼働に合わせて12月に帯付きの記念パッケージ商品を発売しました。

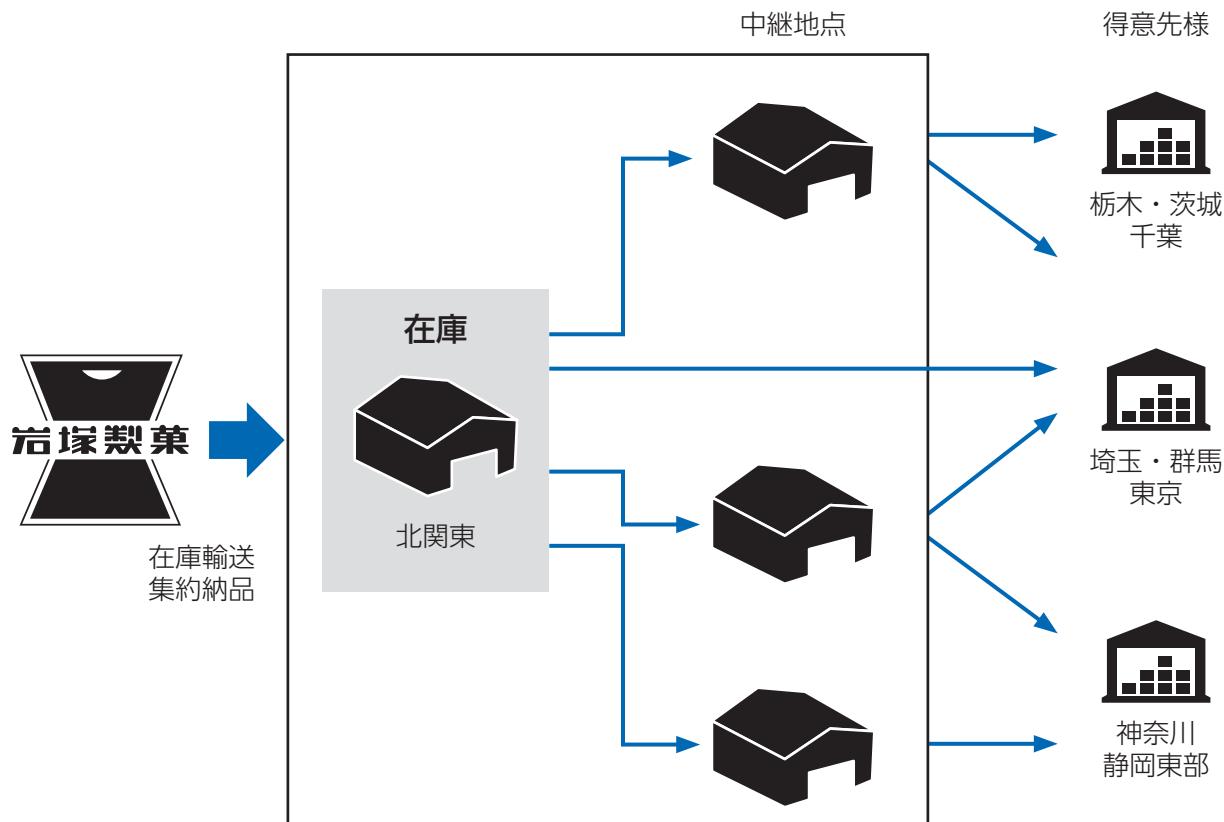


※2023年8月時点で2009年9月発売以来の累計出荷数量2億5千万袋を達成（当社調べ）

物流体制の整備

欠品を回避し供給責任を果たすことがメーカーの最大の使命であり、生産・在庫計画を見直すとともに、配送拠点を新設し物流体制の整備を図りました。最大の消費地である首都圏への安定供給のため、北関東に在庫型の物流拠点を設けたもので、大雪等の自然災害の備えにもなると考えております。

なお、物流部門では、2024問題を見据え、段ボールサイズの見直しや積載効率の向上、貨物鉄道輸送切替など、在庫管理を含む物流の効率化に取り組んでおります。



サステナビリティを巡る取組み

■ 環境に関する取組み

2003年に環境方針を制定し、環境負荷低減、生態系の保護、環境汚染や地球温暖化の防止、そのためのCO₂削減や廃棄物低減などに取り組んでまいりました。地球規模でサステナビリティを巡る取組強化が求められており、「サステナビリティ委員会」を設け実効を上げるよう努めております。

CO₂削減に対しては、太陽光発電、天然ガスへの転換、鉄道輸送への切替などを進めております。



廃棄物低減に対しては、プラスチック使用量の削減、食品廃棄物削減などを進めております。



チャック付パック



スリムパック



スタンディングパック

資源循環への取組みとして、地元の産学官連携による「N.CYCLEプロジェクト」に積極的に参加しております。

「N.CYCLEプロジェクト」

当社で発生する米のとぎ汁を活用した堆肥を稲作に使用する資源循環活動

サステナビリティを巡る取組み

■ 人的資本に関する取組み

2022年に人事基本方針を策定し、人事基本理念の下で人事制度や人材育成に取り組んでまいりました。当社では、人材は財産であるとして人財の字を充てており、人財を育成するとともに女性活躍推進や働きがい向上に向けた取組みに力を入れております。

働きがい向上については、従業員エンゲージメント調査を定期的に行っており、結果を社内で共有して改善を図ることで、エンゲージメント向上に努めております。



グローバル展開

■ 旺旺集団との協働

2022年3月に旺旺集団のベトナム工場が操業を開始しました。中国の工場と同様に、当社社員が常駐して技術指導を行っているほか、品質保証や商品開発についてもサポートしており、グローバルな輸出拠点として期待しております。また、当社の関連会社となっている旺旺・ジャパン(株)は、旺旺集団の生産品を輸入販売しており、グミ商品やパイナップルケーキが好評で、順調に業容を拡大しております。



■ 「BEIKA」の輸出

海外市場向けの本格的な商品を6種類開発しハワイでの販売を開始しました。稲穂が描かれた5円玉をイメージしたパッケージが印象的であり、グルテンフリー市場の拡大に合わせ、改めて「BEIKA」として海外市場への展開を目指しております。



各種表彰の受賞

■ 日経MJ広告賞

日経MJに掲載された新聞広告のなかから、当社の「お米となかよし」の広告が「第52回日経MJ広告賞大賞」に選ばれました。

「やわらかいデザインで新商品の新たな方向性を出しながら、自社のこだわりやお米を大切にしていることが伝わる心地よいデザインとなっている」との講評をいただきました。



■ 外山脩造賞

長岡市の産業発展に貢献した企業や個人を表彰する「第13回外山脩造賞」を受賞しました。外山脩造はアサヒビールの創業者で長岡市（旧栃尾市）出身であることからアサヒビール新潟支社が同賞を創設し13回目となるものです。当社の地元での操業・雇用、国産原料米の使用、継続した被災地支援などが受賞理由となったもので、サステナブルな取り組みへの励みになるものと考えております。



② 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は17億56百万円でありました。その主なものは生産能力の増強および生産効率の向上を図るための生産設備であります。

③ 資金調達の状況

設備投資の資金調達につきましては、自己資金を充当いたしました。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

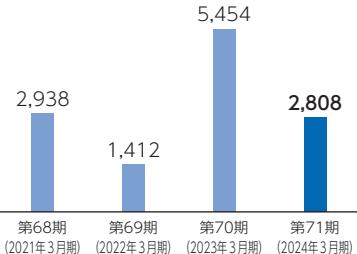
	第70期 (2023年3月期)	第71期 (2024年3月期)	前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減率
売上高	20,386	22,000	1,614増	7.9%増
営業損益	△213	603	816増	—
経常利益	5,454	2,808	2,646減	48.5%減
親会社株主に帰属する当期純利益	3,970	1,957	2,013減	50.7%減

(2) 財産及び損益の状況

売上高 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



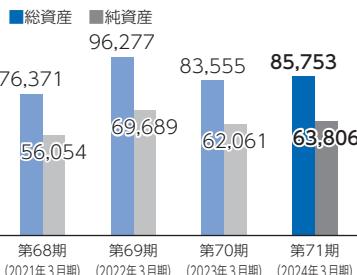
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第68期 (2021年3月期)	第69期 (2022年3月期)	第70期 (2023年3月期)	第71期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上高	(千円)	22,167,631	18,043,966	20,386,268	22,000,284
経常利益	(千円)	2,938,723	1,412,455	5,454,852	2,808,393
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	2,005,694	828,072	3,970,659	1,957,520
1株当たり当期純利益	(円)	178.96	73.88	354.26	175.37
総資産	(千円)	76,371,842	96,277,446	83,555,499	85,753,862
純資産	(千円)	56,054,507	69,689,471	62,061,796	63,806,453
1株当たり純資産	(円)	5,001.62	6,217.57	5,537.06	6,134.86

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第69期の期首から適用しております。
 3. 当社は2024年4月1日付で、株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産につきましては、当該株式分割が第68期の期首に行われていたと仮定して算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
<子会社>			
株式会社瑞花	60,000	100	高級米菓販売
株式会社新潟味のれん本舗	100,000	100	米菓通信販売
里山元気ファーム株式会社	10,000	100	農産物・農産加工品販売
株式会社田辺菓子舗	3,000	100	かりんとうの製造販売
<関連会社>			
旺旺・ジャパン株式会社	100,000	40	食料品の輸入販売

(注) 100%子会社のIWATSUKA USA Inc.は、総資産、売上高、当期純損益および利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、中期経営計画の最終年度となる第72期経営計画において、「欠品ゼロでドンドンゆこう!!」をスローガンに掲げ、基本方針を「『新しい岩塚価値の創造』選ばれ続ける「ブランド」を目指して」と定めて、次の経営課題に真摯に取り組み経営計画の完遂を目指してまいります。

・お客様の立場に立った品質保証体制（安全・安心）の確立

お客様に安全・安心な商品をお届けすることを食品企業としての使命と考え、更なる品質と安全性の向上に取り組めます。また、自動化・効率化設備を導入し生産性向上を図るとともに、安定供給に努め供給責任を全うします。

・TOP6+2（きなこ、ぬれ）の集中販売による岩塚ブランドの認知拡大

製販一体となって再定義した主力商品群に集中し収益力の向上を図るとともに、当社のモノづくりへの拘りや日本のお米を100%使用した美味しさの価値を伝えて他社との差別化を図り、新しい岩塚価値商品をお届けします。

※TOP6+2：田舎のおかき、岩塚の黒豆せんべい、THEひとつまみ、味しらべ、大袖振豆もち、ふわっと
+きなこ餅、ぬれせんべい・ぬれおかき

・グループ経営の機能強化（長岡工場の活性化）

2020年に竣工した最新鋭の長岡工場を最大限活用し、グループ会社向け商品の生産に特化しグループシナジーを発揮するとともに、高付加価値商品の生産や生産性向上を図り、岩塚グループの更なる成長を目指します。

・BEIKAのグローバル展開

米国をはじめとする輸出事業を通じて、日本のお米でつくった米菓を「BEIKA」として、世界への拡大と浸透を図ります。

また、2022年3月に旺旺集団ベトナム工場が稼働を開始しており、当社から技術指導員を派遣し技術支援を行うとともに、旺旺集団との連携強化によりそこを拠点としたアジアへの販路拡大を目指します。



・社員一人ひとりの力が発揮できる環境・仕組み・風土づくり

Well-being（身体的、精神的、社会的に満たされている状態）な会社を目指します。エンゲージメントの向上を通じて「働きがい」のある職場にしていきます。風通し良い職場風土や自分事として取り組む意識のある活力あふれる職場づくりを推進し、当社の成長に繋がります。

・サステナブル経営の実践

事業活動を通して環境、社会、ガバナンスの問題解決に向けた取り組みを行い、持続可能な社会の実現に貢献できるよう努めます。課題を抽出のうえ重要課題を定めて取り組むべき目標を明確にしアクションプランを実行、ESGを通じてサステナブルな経営を実践します。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、米菓の製造・販売を主要な事業としております。主要な製品名および子会社・関連会社の事業内容は以下のとおりです。

会社名	主要な製品・事業内容
岩塚製菓株式会社	田舎のおかき、岩塚の黒豆せんべい、THEひとつまみ、味しらべ、大袖振豆もち、ふわっと、バンザイ山椒、きなこ餅、新潟ぬれせんべい、新潟ぬれおかき、鬼ひび、岩塚のおこさませんべい、がんばれ野菜家族
子会社・関連会社	高級米菓の店舗販売、米菓の通信販売・法人向けの米菓販売、農産物・農産加工品の販売、かりんとうの製造販売、食料品の輸入等を行っております。

(6) 主要な営業所および工場 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本社	新潟県長岡市
工場	飯塚工場（新潟県長岡市）、沢下条工場（新潟県長岡市）、長岡工場（新潟県長岡市）、BEIKA Lab（新潟県長岡市）、北海道工場（北海道千歳市）
支店	広域支店（東京都文京区）、北海道支店（北海道札幌市）、東北支店（宮城県仙台市）、信越支店（新潟県新潟市）、東京東支店（埼玉県草加市）、東京西支店（東京都文京区）、中部支店（愛知県北名古屋市）、関西支店（大阪府大阪市）、中四国支店（広島県安芸郡）、九州支店（福岡県大野城市）

② 子会社および関連会社

株式会社瑞花	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県2店舗、東京都1店舗）
株式会社新潟味のれん本舗	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県1店舗）
里山元気ファーム株式会社	本社（新潟県長岡市）、直営店（新潟県3店舗）
株式会社田辺菓子舗	本社（新潟県加茂市）
IWATSUKA USA Inc.	本社（米国 ワシントン州）
旺旺・ジャパン株式会社	本社（東京都文京区）

(注) IWATSUKA USA Inc.は、現在営業活動を休止しております。

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
828 (52) 名	△26 (1) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
766 (26) 名	△29 (△1) 名	43.1歳	17.0年

(注) 使用人数は就業員数であり、準社員、パートおよび嘱託社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入金
株式会社第四北越銀行	806百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	23,980,000株
② 発行済株式の総数	5,995,000株
③ 株主数	5,675名
④ 大株主 (上位10位)	

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
岩塚製菓共栄会	327,900	6.28
株式会社第四北越銀行	270,000	5.17
榎 政男	202,105	3.87
MIZUHO SECURITIES ASIA LIMITED-CLIENT A/C	197,100	3.77
榎 キク	162,619	3.11
平石 恵子	153,390	2.94
第四ジェーシービーカード株式会社	130,000	2.49
第四北越証券株式会社	130,000	2.49
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE FIDELITY FUNDS	124,700	2.39
株式会社魚沼運輸	123,000	2.36

(注) 1. 当社は、自己株式を772,384株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長CEO	榎 春夫	株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 IWATSUKA USA Inc.CEO 旺旺・ジャパン株式会社取締役 Want Want China Holdings Limited非執行董事
代表取締役社長COO	榎 大介	当社経営管理本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社取締役
常務取締役	星野 忠彦	当社製造本部長 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 旺旺・ジャパン株式会社監査役
常務取締役	阿部 雅栄	当社マーケティング本部長 株式会社瑞花代表取締役社長 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役 株式会社田辺菓子舗取締役 旺旺・ジャパン株式会社代表取締役社長
取締役	小林 晴仁	当社購買・生産管理担当 株式会社瑞花取締役 株式会社新潟味のれん本舗取締役 里山元気ファーム株式会社取締役

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
取締役 (常勤監査等委員)	石川 豊	株式会社瑞花監査役 株式会社新潟味のれん本舗監査役 里山元気ファーム株式会社監査役 株式会社田辺菓子舗監査役
取締役 (監査等委員)	深井 一男	税理士
取締役 (監査等委員)	高橋 隆二	北越リース株式会社代表取締役社長 第四北越リース株式会社代表取締役副社長

- (注) 1. 取締役(監査等委員)石川豊氏、深井一男氏および高橋隆二氏は、社外取締役であり、当社は、三氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 石川豊氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 深井一男氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 高橋隆二氏は、金融機関における豊富な経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、常勤の監査等委員を選定することとし、情報収集、監査等委員間の連携、内部監査部門や会計監査人との協調などを通じ、監査の実効性や監督機能の強化に努めております。常勤監査等委員として、石川豊氏を選定しておりますが、第71回定時株主総会終了後、高橋隆二氏が交代して就任する予定であります。
6. 当社は経営の監督体制および業務執行体制の強化のため執行役員制度を導入しております。現任の執行役員は次のとおりであります。(2024年3月31日現在)

氏名	担当
青山 英之	執行役員 マーケティング副本部長
大川 利夫	執行役員 技術部長
若月 一彦	執行役員 製造副本部長
竹部 雅伸	執行役員 経営管理部長
岡森 士朗	執行役員 人事部長

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役（監査等委員）との間で、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社の取締役、執行役員および連結子会社・関連会社の取締役、監査役であり、保険料は当社が全額を負担しております。当該保険契約により、被保険者が職務執行に関して法的に負担すべき損害賠償金および訴訟費用等が填補され、被保険者の職務執行について当社が責任を負うことになります。ただし、被保険者の職務執行の適正性が損なわれないようにするため、いわゆる悪意・重過失など不適正な職務執行と認められる場合には填補の対象としないこととしております。

④ 取締役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績連動報酬等	
		月次報酬	株式給付信託(BBT) 退職時給付	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	11,850万円 （－）	10,855万円 （－）	995 （－）	5名 （－）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	1,200万円 （1,200万円）	1,200万円 （1,200万円）	－ （－）	4名 （4名）
合 計 （うち社外取締役）	13,050万円 （1,200万円）	12,055万円 （1,200万円）	995 （－）	9名 （4名）

（注）取締役（監査等委員を除く）の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

当社は、2011年6月28日開催の第58回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の退職慰労金制度を廃止しておりますが、第58回定時株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役に対しては制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しております。なお、当事業年度において支払った役員退職慰労金はありません。

ハ. 業績連動報酬等に関する事項

当社は、業績連動報酬として業績連動型株式報酬（株式給付信託(BBT)）を制定しております。これは、連結営業利益を指標とし、毎年度の計画の達成度に応じて支給するもので、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

支給内容としては、毎年1回のポイント付与日(7/1)に受給予定者（監査等委員を除く取締役）にポイントを付与、在任期間中は積み立てることとし、退任時に一括支給するものであります。ポイントの算定方法は、役員別ポイントと業績連動計数を乗じて算出し、1ポイントは当社株式1株としております。

二. 非金銭報酬等の内容

非金銭報酬としては、定期的な報酬の定めはありませんが、上記の業績連動型株式報酬が該当いたします。

ホ. 取締役報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2015年6月25日開催の第62回定時株主総会において、取締役の報酬限度額について決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）については年額2億円以内（ただし使用人分給与は含まない）、監査等委員である取締役については年額20百万円以内、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名（うち、監査等委員は3名）であります。

また、2016年6月27日開催の第63回定時株主総会において、業績連動型株式報酬に関連して金銭報酬とは別枠で決議を得ており、取締役（監査等委員を除く）について、5事業年度ごとの対象期間の信託拠出金額の上限を100百万円、1事業年度の付与ポイント数の合計は5,000ポイント（当社普通株式5,000株相当）を上限とする、として承認されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数（監査等委員を除く）は、7名であります。

ハ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

個人別報酬の種類とその金額および算定方法としては、金銭による固定報酬を基本とし、役位間、従業員とのバランス等に配慮した役員報酬基準を別に定めて運用しており、係る基準に従って取締役就任年数、業績実績等を勘案のうえ加減できるものとしております。また、業績連動報酬として、上記の業績連動型株式報酬を制定しております。

支給時期および条件としては、金銭による固定報酬については、毎年一定の月額を定め、株主総会終了の翌月(7月)から毎月の従業員給与支給日と同日に支給しております。業績連動型株式報酬の支給方法については上記に記載のとおりです。

個人別報酬の決定の方法については、役員報酬基準に基づき代表取締役等の執行側で個人別固定報酬の案を策定し、指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申、取締役会において決定することとしております。また、代表取締役に再一任する旨を決定する場合は、上記答申を尊重のうえ公平公正性・透明性を確保していること等の開示が必要であることに留意することとしております。

ト. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、取締役の個人別報酬について、株主総会終了後の取締役会で代表取締役会長CEO榎春夫に再一任する旨の決議を行い決定しております。係る委任理由としては、CEOが業績等を勘案して各取締役の執行状況等について一定の評価を行っていること、その上で個々の報酬案を策定し自身を含む指名報酬諮問委員会において審議し取締役会に答申していること、さらに決定にあたっては答申内容を尊重することとしており公正性・透明性が保たれていると判断できること等によるものであります。

なお、指名報酬諮問委員会においては、役位間・従業員・同業他社等とのバランス、業績との整合性、役員報酬基準との整合性（整合しない場合の合理的根拠）等を考慮し、一定の評価を行って答申しているものであり、独立性・客観性は確保されているものと考えております。

チ. 社外役員が親会社および子会社等から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）石川豊氏は、当社100%子会社4社の監査役であります。
- ・取締役（監査等委員）高橋隆二氏は、北越リース株式会社代表取締役社長および第四北越リース株式会社代表取締役副社長を兼務しております。両社は地元の株式会社第四北越フィナンシャルグループの子会社であり、当社と同グループとは金融取引を継続的に行っております。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・当社においては、取締役選任に関する基本方針のなかで、社外取締役が果たすことが期待される役割について、出身分野における専門的な知識と経験を活かし中立的・客観的な判断力をもって取締役会に対し的確な助言・提言を行うこと、と明記しております。
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況、発言状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要は次のとおりです。

		出席状況、発言状況および職務の概要
取締役 (常勤監査等委員)	石川 豊	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役 (監査等委員)	深井 一男	当事業年度に開催された取締役会14回の全てに、また、監査等委員会14回の全てに出席いたしました。主に税理士として専門的な見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。
取締役 (監査等委員)	高橋 隆二	2023年6月29日就任以降に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会10回の全てに出席いたしました。主に金融機関における豊富な経験を生かした見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査等委員会において、当社の内部統制ならびに内部監査について、適宜、必要な発言を行っております。以上、社外取締役に期待される役割について、その職務を果たしていると考えております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任大有監査法人

② 報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	3,200万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	3,200万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしております。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

3 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役、執行役員および使用人ならびにグループ会社の取締役が法令・定款を遵守し、違反・不正行為を防止するために、社内規定の整備、社内通報制度の導入、ならびにその周知と運用の徹底を図る。

内部監査室員はコンプライアンスの運用状況について監査し、疑義ある行為については社長および監査等委員会に報告する。

② 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員の職務執行に係る重要文書、その他の情報については、文書管理規程に基づき、保存・管理を行い、取締役および執行役員が求めた場合はこれらの文書を閲覧できる体制とする。

③ 当社およびグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

経営に重大な影響を及ぼすおそれのある損失の危険を適切に認識・評価し、事業リスクその他の個別リスクに対する基本的な管理体制の整備を進めるとともに、緊急事態が生じた場合の危機管理マニュアルも合わせて整備する。

④ 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じてこれを開催することで機動的・効率的な経営判断を行う。

また、効率的な業務執行を行うため執行役員制度を導入するとともに、担当取締役・執行役員は、経営計画に基づいた各部門が実施すべき具体的な施策および効率的な業務の遂行状況を取締役会または役員会において定期的に報告し、施策・業務遂行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。

⑤ 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は子会社管理規程および関連会社管理規程に基づき、上記①から④のとおり、主要な子会社および関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。

また、当社の内部統制システムに関する体制は、グループ会社全体での整備と運用を範囲とし、内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを構築する。

内部監査室員は当社およびグループ会社の内部監査を実施し、結果を社長および監査等委員会ならびにグループ会社社長に報告する。

なお、子会社は、当社の子会社管理規程に従い、同社の株主総会および取締役会等の記録、業績内容、その他重要な事項について当社に報告する。

⑥ 監査等委員会の職務の執行を確保するための体制および方針

イ. 監査等委員の職務を補助すべき取締役および使用人（以下、補助使用人等という）を置く体制と補助使用人等の他の取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性に関する事項ならびに監査等委員会の補助使用人等に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員が必要とした場合、監査等委員の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、当該使用人の任命・異動等人事権に係る事項の決定には、監査等委員の事前同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く）からの独立性を確保する。

また、内部監査室員は、監査等委員会の職務を補助する際には、監査等委員会の指揮命令に従う。

ロ. 当社および子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制

当社および当社子会社の取締役（監査等委員である取締役を除く）、執行役員および使用人は、取締役会等の重要な会議において随時業務の状況を報告するとともに、当社および当社子会社に重大な影響を及ぼす事実が発生した場合はその内容を速やかに当社の監査等委員会に報告する。

ハ. 監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

執行役員・使用人等は、監査等委員会に直接報告を行うことができるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことができないように公益通報者保護法に基づく外部の相談連絡窓口を設置する。

二. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る）に必要な費用の前払い等の請求をした場合、当該費用または債務が監査等委員の職務執行に必要な場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

ホ. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員は取締役会および業務執行上重要な会議への出席ならびに議事録等の関連資料の閲覧を自由に行うことができる。

また、監査等委員会による取締役（監査等委員である取締役を除く）および重要な使用人から、個別のヒアリングの機会を設けるとともに、代表取締役、内部監査室および監査法人との定期的な意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社においては、前記基本方針に掲げた体制を整備のうえ、以下の具体的な取組みを行っております。

① 取締役等の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、経営理念や行動規範等に基づき、公平公正な透明性の確保に努めており、コンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応できるよう、法令等遵守体制の整備を図っております。

法令遵守について、非通例取引、反社対応やインサイダー取引管理等の規定化、監督者研修やメディアトレーニング等による社員教育、公益通報者保護法に対応した外部を含む複数の内部通報窓口の設置などの、体制整備に努めております。懲戒事案については、取締役会において審議しており、事前協議の場としてコンプライアンス・リスク管理委員会を活用することを規定化、公平公的な運用に努めております。

また、内部監査室が年度内に全部署を監査、コンプライアンス対応について重点監査項目の一つとしており、監査結果および留意すべき事項について社長、役員会、監査等委員会に報告しております。また、必要に応じ特定事項の調査・検証を行っているほか、内部監査室長が取締役にオブザーバー出席し情報を共有することで、モニタリング体制の強化を図っております。

なお、取締役が関与すべき事案については、取締役会および役員会において審議し検討しておりますが、取締役会においては監査等委員が社外取締役として意見表明し決議に参加しているほか、役員会には執行役員が加わり十分に協議する体制をとっております。

② 取締役等の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書その他取締役の職務執行に係る文書は、文書管理規程等を整備のうえ適切に作成・保存・備置しており、電磁的媒体においても管理しております。

また、情報セキュリティについて、適時に対応ソフトを更新しバックアップの強化等を図っており、サイバー攻撃やウィルス感染に対し繰り返し注意喚起、ログインパスワードの厳格化を進めるなど、グループ全体での内部統制強化と周知徹底に努めております。個人情報においては、個人情報保護規程等を整備のうえ厳格に取扱っているほか、開示情報に関しては、内部情報および内部者取引管理規程によりFDルールに則った適時適切な開示に努めております。

なお、IT全般統制規程に基づく情報システム部のモニタリング、内部監査室の監査等により問題点の発見・改善に努めており、必要に応じ役員会等に報告しております。

③ 当社および当社グループ会社の損失の危険に関する規程その他の体制

リスクを網羅的に捉えマネジメントすることは、リスク管理だけでなく業務の効率化にもつながる重要な管理手法であり、全社的リスクマネジメント規程を整備のうえ運用強化を図っております。経営企画室において、毎年、影響度と発生可能性をベースにリスクを識別・評価し、リスク対応の優先順位付けを行い取締役会に報告するとともに、有価証券報告書の事業等のリスクの記載内容を更新しております。リスクの顕在化に対してはコンプライアンス・リスク管理委員会において的確・迅速に対応する体制とし、新型の感染症に対しては環境変化に合わせて継続的に対策を講じました。

また、食品メーカーとして、衛生管理の維持・強化のほか、重大苦情・事故対応マニュアルの整備、監視カメラによるフードディフェンス面の強化など、食品製造におけるリスクを徹底して軽減し、安全・安心な商品の提供に努めております。

なお、BCPについては、地震、水害、感染症、火災と順次対象を拡大し改訂を図っており、火災避難に対する点検・整備・訓練を消防当局とともに重点的に行っているほか、定期的にAED取扱講習を実施することとしております。また、後継計画については、コーポレートガバナンス・コードへの対応の中で方針等を整備しております。加えて、情報セキュリティ対策の強化が急務となっており、担当部署に説明を求め啓発に努めるとともに、早期にBCPを策定していく必要があると考えております。

④ 取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

経営理念を基本指針としてコーポレートガバナンス・ポリシーを定めており、持続的成長と経営の透明性に努め、効率性と健全性のバランスに配慮しております。

業務執行は、職務分掌に応じた決裁権限に基づき行っており、執行役員への権限委譲や常勤取締役が執行役員を加えた役員会における意思決定を進めております。併せて、役員会メンバーでの週次ミーティングによる経営事案の共有化が定着、予実管理など実効を上げております。効率性の点では、稟議決裁をはじめ業務のペーパーレス化を進めているほか、省力化設備投資や生産の改善活動などにより、人員の逼迫が抑えられ、生産性向上に繋がってきております。

また、経営戦略、資源配分等に関連して、「サステナビリティ基本方針」「人事基本方針」を制定しており、サステナビリティ情報（環境、人的資本）を有価証券報告書および当社HPにおいて開示しております。今後、サステナビリティ委員会の活動を通じて、実務的な実効性を高めていく必要があると考えております。

なお、代表取締役と監査等委員全員で構成する指名報酬諮問委員会を設けており、取締役・執行役員・子会社社長の選任・報酬について、客観的な意見を付して取締役会に答申しております。また、取締役会の実効性について社内アンケート調査により評価を行い検証、その中での意見を反映し改善する等、引き続き取締役会全体の機能の向上に努めております。

⑤ 当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

経営理念や行動規範はグループ一体であり、子会社に対しては子会社管理規程等に基づき運営、各種管理規程等は子会社で準用しております。内部統制については、内部統制規程と財務報告に係る内部統制規程とに分けて規定化し、適時に改訂するなど、グループ全体で運用強化を図っております。

また、子会社取締役会は当社の常勤取締役に加え内部監査室長および所管本部から経営管理部長がオブザーバー出席のうえ月次で開催、業績や今後の取組み等について報告を受け議論し子会社業務の見直し等を決定しております。新長岡工場において子会社向け生産を集約し効率化を図るなど、グループ会社一体での持続的成長を目指しております。

なお、内部監査室が当社組織と同様の内容で子会社を監査しているほか、監査等委員の往査も行われております。毎月の経営会議には子会社社長も出席しており、内部統制運営委員会には子会社担当者も参加、内部通報窓口は子会社従業員にも周知しております。

⑥ 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査等委員が主に実務を担っておりますが、ガバナンス関連の委員会などは極力オブザーバー参加し、情報収集等は支障なく行われており、監査等委員会において非常勤監査等委員との情報共有が図られております。取締役会等の重要会議において必要な報告を行っており、代表取締役との意見交換会や業務監査等を通じて各取締役と監査等委員との忌憚のない意見交換の場を設けております。

内部通報システムにおいては、監査等委員会を内部窓口の一つとして情報が適時に報告される体制を整備しており、内部通報に関する協定書を労働組合と締結のうえ、子会社役職員を含め通達により繰り返し周知しております。

また、監査活動に必要な費用については監査等委員会監査等基準に定めており、研修費を含め支障なく運用しております。

なお、監査等委員は内部監査に同道する形で分担して往査を実施しているほか、内部監査室とは監査計画・監査報告等において連携を密にしております。また、監査法人とは四半期レビュー結果報告時などKAMの協議を含め定期的に意見交換しており、内部監査室を交えた三様監査形態による情報共有も定着しております。

4 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容についての概要は以下のとおりであります。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社である以上、当社株式の取引は株主の皆様のご判断に委ねるのが原則であり、当社に対する大規模買付行為がなされた場合にこれに応ずるか否かの判断についても、最終的には株主の皆様の自由意思に委ねられるべきであると考えます。

しかしながら、当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し向上させる者でなければならないと考えております。大規模買付行為の中には、①その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、②株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、③対象会社の取締役会や株主が大規模買付行為について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、④買付者の提案した条件よりもさらに有利な条件を株主にもたらすために、対象会社による買付者との交渉を必要とするもの等、企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、このような大規模買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。

(2) 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みについて

当社は、日本の伝統ある食文化を世界に広め、人々に喜びと豊かさを提供することが使命であると考え、かかる使命の追求を通じた企業価値の向上を目指しております。

当社は、中期経営計画「プライド・BEIKA プラン」（第67期～第69期）により、機構改革を進めながら経営基盤の強化を図り、岩塚グループ固有の戦略的ポジションの確保に取り組んでまいりました。

一昨年度、この中期経営計画を持続的なものにする新たな中期経営計画「新しい岩塚価値の創造～Create New lwatsuka Value～」(第70期～第72期)を策定しました。第70期から第72期までの3年間を対象とするこの中期経営計画は、①成長戦略として、A. 既存ブランドの収益強化、B. 新機軸商品の強化、C. 「岩塚」ブランドの再定義、D. グループシナジーの発揮。②構造改革として、E. 生産性の追求。③持続経営として、F. 経営基盤の強化。といった3つの考えの下、企業価値の向上を目指すこととしております。この中期経営計画を着実に実行していくことが、当社グループとステークホルダーとの信頼関係を一層強固に築き上げ、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、(1)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者により、当社株式に対する大規模買付行為が行われた場合に、株主の皆様が当該大規模買付行為に応じるべきか否かを適切に判断していただくための時間、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案させていただくための情報を収集する時間の確保が必要であります。また、不当な条件による買付けについては、当社取締役会が株主の皆様のために交渉を行うことを可能にすること等が必要になってまいります。このような状況を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する大規模買付行為を抑止するための枠組みとして、「当社株式等に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本対応方針」という）を導入いたしております。

① 大規模買付ルールの設定

本対応方針は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させることを目的として、当社の株券等の大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付行為を行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます）に対し、①事前に大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報の提供を求め、②大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、③株主の皆様へ当社経営陣の代替案等を提示し、大規模買付者との交渉を行っていくための手続を定めています。

② 新株予約権無償割当ての利用

大規模買付者が本対応方針において定められた手続に従うことなく大規模買付行為を行う等、当社の企業価値・株主共同の利益が害されるおそれがあると認められる場合には、当社は、当該大規模買付者による権利行使は認められないとの行使条件および当社が当該大規模買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法により割り当てます。

③ 当社取締役会の恣意的判断を排するための独立委員会の利用等

本対応方針においては、大規模買付行為への対抗措置としての本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施、または本新株予約権の取得等の判断について、当社取締役会による恣意的な判断を排するため、独立委員会規則に従い、当社経営陣からの独立性の高い社外者のみから構成される独立委員会の判断を経ることとしております。また、これに加えて、本新株予約権の無償割当ての実施に際して独立委員会が株主総会の招集、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告した場合には、原則として当社取締役会は株主総会を招集するものとされており、さらに、こうした手続の過程については、株主の皆様へ適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

なお、本対応方針の更新当初の独立委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

④ 本新株予約権の行使および当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、大規模買付者以外の株主の皆様により本新株予約権が行使された場合、または当社による本新株予約権の取得と引換えに、大規模買付者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合、当該大規模買付者の有する当社株式の議決権割合は、当該行使・取得前と比較して、最大で50%まで希釈化される可能性があります。

(4) 上記取組みに対する当社取締役会の判断およびその判断に係る理由

① 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性の原則）を完全に充足しています。

② 株主共同の利益の確保・向上の目的をもっていること

本対応方針は、当社株式に対する大規模買付行為がなされた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断すること、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもっているものです。

③ 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、第69回定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に本対応方針を更新しております。

また、本対応方針では、一定の場合には、株主総会において本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて株主の皆様の意思の確認を行うこととしております。

さらに、本対応方針の有効期間は、2025年3月期に関する定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。また、本対応方針の有効期間の満了前であっても、当社株主総会または当社取締役会の決議によって本対応方針を廃止することができます。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視と情報開示

当社は、当社取締役会または取締役の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために、本対応方針の運用に関する実質的な判断を客観的に行う機関として独立委員会を設置し、同委員会は、当社社外監査等委員1名および社外の有識者2名により構成されております。

実際に当社に対して大規模買付行為がなされた場合には、独立委員会が独立委員会規則に従い、当該大規模買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否か等の観点から、本新株予約権の無償割当ての実施または不実施について、当社取締役会へ勧告を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して、かかる割当ての実施または不実施に関する会社法上の機関としての決議を行うこととします（ただし、本新株予約権の無償割当ての実施の可否につき当社株主総会に付議した場合には、当該総会の決定に従います）。

このように、独立委員会によって、当社取締役会の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要について株主の皆様へ情報開示することとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

⑤ 合理的な客観的要件の設定

本対応方針は、合理的かつ詳細な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ 第三者専門家の意見の取得

大規模買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、経営コンサルタントその他の専門家を含みます）の助言を受けることができるものとしています。これにより、独立委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

⑦ デッドハンド型またはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、当社の株式等を大量に買い付けた者が指名し、株主総会で選任された取締役により、廃止することができるものとして設計されており、デッドハンド型買収防衛策（株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができない買収防衛策）またはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

（注）本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	11,632,864
現金及び預金	2,843,880
受取手形及び売掛金	5,400,049
商品及び製品	583,708
仕掛品	131,529
原材料及び貯蔵品	1,287,847
前払費用	64,195
1年内回収予定の長期貸付金	1,223,499
その他	135,294
貸倒引当金	△37,140
固定資産	74,120,998
有形固定資産	14,327,208
建物及び構築物	7,818,040
機械装置及び運搬具	5,168,652
土地	799,371
リース資産	43,609
建設仮勘定	332,905
その他	164,630
無形固定資産	107,446
投資その他の資産	59,686,343
投資有価証券	59,362,155
従業員に対する長期貸付金	3,609
長期前払費用	57,018
繰延税金資産	56,960
その他	240,072
貸倒引当金	△33,472
資産合計	85,753,862

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,783,706
買掛金	993,305
1年内返済予定の長期借入金	400,800
未払費用	602,871
未払法人税等	386,014
未払消費税等	145,194
賞与引当金	706,090
その他	1,549,430
固定負債	17,163,703
長期借入金	405,200
退職給付に係る負債	1,223,803
役員株式給付引当金	43,241
役員退職慰労引当金	2,685
繰延税金負債	15,074,717
その他	414,056
負債合計	21,947,409
純資産の部	
株主資本	23,711,492
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
利益剰余金	23,362,260
自己株式	△3,144,767
その他の包括利益累計額	40,094,960
その他有価証券評価差額金	40,045,363
退職給付に係る調整累計額	49,596
純資産合計	63,806,453
負債純資産合計	85,753,862

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで) (単位：千円)

科目	金額
売上高	22,000,284
売上原価	16,241,630
売上総利益	5,758,653
販売費及び一般管理費	5,155,396
営業利益	603,257
営業外収益	2,226,030
受取利息	47,579
受取配当金	1,882,661
その他	295,789
営業外費用	20,893
支払利息	5,400
貸倒引当金繰入額	4,766
休止固定資産費用	8,275
その他	2,451
経常利益	2,808,393
特別利益	77,675
固定資産売却益	313
投資有価証券売却益	3,180
国庫補助金	36,200
受取損害賠償金	37,981
特別損失	73,410
固定資産除却損	12,456
固定資産売却損	981
固定資産圧縮損	36,200
投資有価証券評価損	219
災害による損失	23,552
税金等調整前当期純利益	2,812,658
法人税、住民税及び事業税	871,716
法人税等調整額	△16,578
当期純利益	1,957,520
親会社株主に帰属する当期純利益	1,957,520

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	1,634,750	1,859,250	21,612,920	△1,064,682	24,042,238
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△208,181		△208,181
親会社株主に帰属する当期純利益			1,957,520		1,957,520
自己株式の取得				△2,080,085	△2,080,085
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	1,749,339	△2,080,085	△330,745
当連結会計年度末残高	1,634,750	1,859,250	23,362,260	△3,144,767	23,711,492

	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	38,002,555	17,003	38,019,558	62,061,796
当連結会計年度変動額				
剰余金の配当				△208,181
親会社株主に帰属する当期純利益				1,957,520
自己株式の取得				△2,080,085
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	2,042,808	32,593	2,075,402	2,075,402
当連結会計年度変動額合計	2,042,808	32,593	2,075,402	1,744,656
当連結会計年度末残高	40,045,363	49,596	40,094,960	63,806,453

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	10,601,497
現金及び預金	1,950,492
受取手形	1,757
売掛金	5,281,405
商品及び製品	570,894
仕掛品	131,529
原材料及び貯蔵品	1,280,677
前払費用	55,482
1年内回収予定の長期貸付金	1,223,499
その他	197,874
貸倒引当金	△92,116
固定資産	74,057,042
有形固定資産	14,199,459
建物	7,295,277
構築物	452,576
機械及び装置	5,151,014
車輛運搬具	15,433
工具、器具及び備品	131,686
土地	799,371
リース資産	21,194
建設仮勘定	332,905
無形固定資産	73,986
投資その他の資産	59,783,596
投資有価証券	59,362,155
関係会社株式	178,275
出資金	1,197
従業員に対する長期貸付金	3,609
長期前払費用	55,113
差入保証金	73,431
その他	143,286
貸倒引当金	△33,472
資産合計	84,658,540

科目	金額
負債の部	
流動負債	4,622,038
買掛金	979,201
1年内返済予定の長期借入金	400,800
リース債務	11,274
未払金	805,803
未払費用	587,622
返金負債	629,782
未払法人税等	359,757
未払消費税等	133,574
預り金	61,332
前受収益	324
賞与引当金	649,969
その他	2,596
固定負債	17,114,556
社債	200,000
長期借入金	405,200
長期預り保証金	102,096
リース債務	15,903
退職給付引当金	1,219,590
役員株式給付引当金	43,241
繰延税金負債	15,052,992
その他	75,530
負債合計	21,736,594
純資産の部	
株主資本	22,876,581
資本金	1,634,750
資本剰余金	1,859,250
資本準備金	1,859,250
利益剰余金	22,527,348
利益準備金	101,437
その他利益剰余金	22,425,910
別途積立金	20,542,000
繰越利益剰余金	1,883,910
自己株式	△3,144,767
評価・換算差額等	40,045,363
その他有価証券評価差額金	40,045,363
純資産合計	62,921,945
負債純資産合計	84,658,540

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	20,784,681
売上原価	16,155,235
売上総利益	4,629,446
販売費及び一般管理費	4,136,367
営業利益	493,078
営業外収益	2,237,031
受取利息	47,621
受取配当金	1,882,661
その他	306,747
営業外費用	20,850
支払利息	5,400
貸倒引当金繰入額	4,766
休止固定資産費用	8,275
その他	2,408
経常利益	2,709,259
特別利益	77,675
固定資産売却益	313
投資有価証券売却益	3,180
国庫補助金	36,200
受取損害賠償金	37,981
特別損失	83,534
固定資産除却損	12,456
固定資産売却損	981
固定資産圧縮損	36,200
投資有価証券評価損	219
関係会社株式評価損	10,124
災害による損失	23,552
税引前当期純利益	2,703,400
法人税、住民税及び事業税	840,265
法人税等調整額	△15,889
当期純利益	1,879,024

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								自己株式	株主資本合計	
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計			
		資本準備金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金						利益剰余金 合計
					別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	16,842,000	3,913,067	20,856,505	△1,064,682	23,285,823		
当期変動額											
剰余金の配当						△208,181	△208,181		△208,181		
当期純利益						1,879,024	1,879,024		1,879,024		
別途積立金の積立					3,700,000	△3,700,000	-		-		
自己株式の取得								△2,080,085	△2,080,085		
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											
当期変動額合計	-	-	-	-	3,700,000	△2,029,156	1,670,843	△2,080,085	△409,241		
当期末残高	1,634,750	1,859,250	1,859,250	101,437	20,542,000	1,883,910	22,527,348	△3,144,767	22,876,581		

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	38,002,555	38,002,555	61,288,378
当期変動額			
剰余金の配当			△208,181
当期純利益			1,879,024
別途積立金の積立			-
自己株式の取得			△2,080,085
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	2,042,808	2,042,808	2,042,808
当期変動額合計	2,042,808	2,042,808	1,633,567
当期末残高	40,045,363	40,045,363	62,921,945

(注) 記載金額は千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、岩塚製菓株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月17日

岩塚製菓株式会社
取締役会 御中

有限責任大有監査法人
東京都千代田区

指定有限責任社員 公認会計士 武井 浩之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 甲谷 良太郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、岩塚製菓株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候

があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第71期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、検証し意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ①監査等委員会監査等基準に準拠し、当期監査方針、職務分担等に従い、内部監査室その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会や役員会等の重要な会議における意思決定の過程およびその内容を確認し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な工場や営業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査等委員が各子会社の監査役としてその取締役会に出席し、取締役等と意思疎通および情報の交換を図り、それぞれ往査を行い事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組み（いわゆる買収防衛策）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、監査結果や監査上の主要な検討事項および職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求める等、意思疎通を図ってまいりました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って品質管理責任者を定め整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の結果を会計監査人評価調査にまとめたうえで、会計監査人監査の相当性について検討いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
なお、会社法に規定する監査等委員会の陳述権（取締役等の選任等・報酬等についての意見の陳述）に基づき審議した結果、いずれも特に非議すべき点はないと判断しております。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。内部統制システムに関する事業報告記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。今後も継続して体制強化に取り組み、環境変化に適切に対応していくことが重要であると考えております。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社の支配に関する基本方針）は相当であると認めます。事業報告に記載されている各取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ）は、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員への地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人「有限責任大有監査法人」の監査の方法および結果は相当であると認めます。また、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制については、指摘すべき事項は認められません。

なお、当監査等委員会は、次期事業年度においても上記監査法人を会計監査人に再任することを決定しております。

2024年5月21日

岩塚製菓株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 石川 豊

監査等委員 深井 一男

監査等委員 高橋 隆二

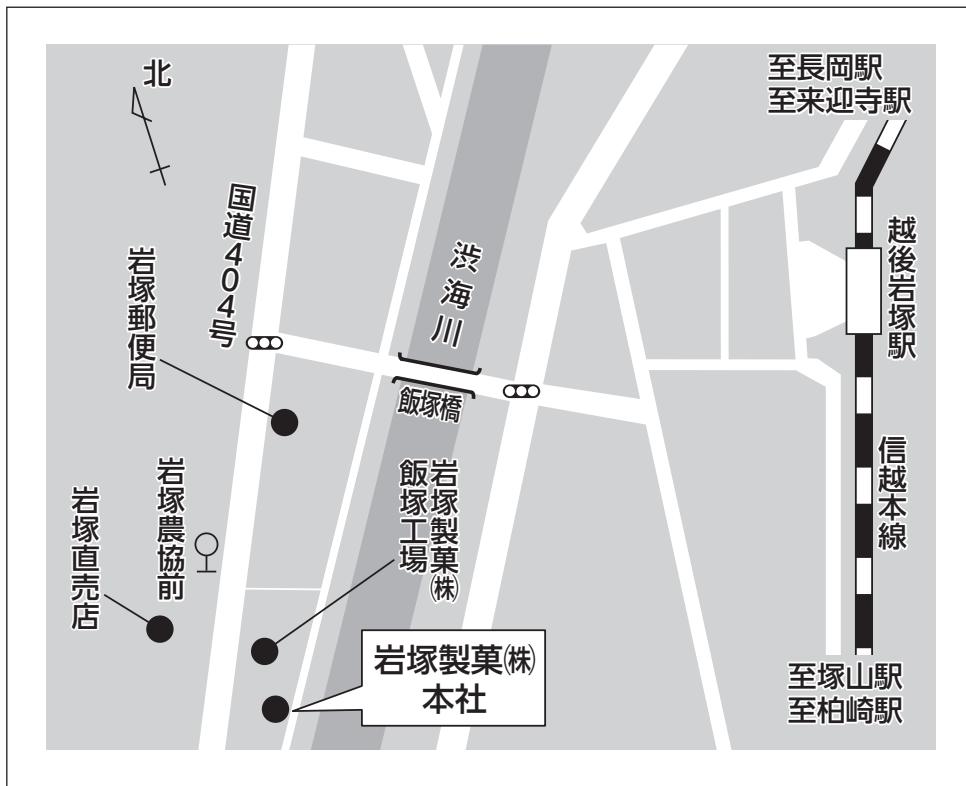
(注) 以上の監査等委員は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場

岩塚製菓株式会社 本社3階 コンベンションホール
新潟県長岡市飯塚2958番地 TEL (0258) 92-4111



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。